

# IFRS 10Minutes

PricewaterhouseCoopersが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 1  
2009年6月

## IFRS検討の開始はいつからか？

### ハイライト

- IASB、6ヶ月以内に金融商品会計基準の全面改訂を提案へ
- 経団連、IFRSの適用に関する会員企業へのアンケート調査結果を公表
- IASB、オペレーティングリース資産のオンバランスを検討、提案へ
- IFRSベースの自社グループ会計マニュアル作成プロジェクト事例
- IFRSの現場から  
－ 勉強会の副産物

強制適用を見据えたIFRS対応プロジェクトのプロジェクト・カレンダーを策定する企業が増加大日程策定のポイント

- 会計システムを中心とした全社情報システムのリプレース計画
- グループ管理強化のニーズと海外展開の程度
- 経営計画における資金調達ニーズ、事業再編、事業統合、海外企業のM&Aの計画
- ビジネスラインの数やビジネスの複雑性の程度

強制適用に向けたプロジェクト・カレンダー一例

	2010/3期	2011/3期	2012/3期	2013/3期	2014/3期	2015/3期	
	日本基準での開示						
					IFRS比較年度	IFRS適用年度	
▼ 現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS適用までの具体的な詳細計画策定</li> <li>● 重要論点への個別対応の開始：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現状調査</li> <li>- GAP分析</li> <li>- システム対応</li> <li>- 業務プロセス</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社内プロジェクト立ち上げ準備 (予算・人員の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各取引レベルの会計方針の具体的な決定</li> <li>● グループ会計マニュアル作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループ会計マニュアル展開</li> <li>● 報告体制整備 (連結パッケージ改訂、管理面ニーズの反映など含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トライアルIFRS財務諸表作成と把握した課題の解決 (注記含む連結財務諸表一式)</li> <li>● IFRS開始貸借対照表の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用開始</li> <li>● 新会計方針</li> <li>● 新システム</li> <li>● 新業務プロセス</li> <li>● 継続的改善活動</li> </ul>	
予備調査の実施(影響の概要把握)			<ul style="list-style-type: none"> <li>● システム設計、導入</li> <li>● 業務プロセス設計、導入</li> </ul>				
	IFRSの勉強と最新情報の継続的なキャッチ・アップ						

# What's New

発行日	発行主体	発行物
2/3	SEC	IFRSロードマップへのコメント期間を延長
2/4	金融庁	「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を公表
3/5	IASB	改訂: 金融商品の開示を強化
3/11	FAF & FASB	SECのIFRS移行のロードマップについてコメント
3/12	IASB	改訂: 金融商品の分類変更の際の組込デリバティブの会計処理を明確化
3/13	IASB & ASBJ	IFRSと日本基準のコンバージェンスに向けた進捗状況を確認
<b>3/19</b>	<b>IASB &amp; FASB</b>	<b>ディスカッションペーパー: リース会計</b> <span style="float: right;"><b>【ページ 4】</b></span>
3/31	IASB	公開草案: 金融商品の認識の中止の規定の改善
<b>3/31</b>	<b>IASB</b>	<b>公開草案: 法人所得税の会計に関する新基準案</b> <span style="float: right;"><b>【ページ 5】</b></span>
<b>4/6</b>	<b>経団連</b>	<b>IFRS適用に向けた取組み状況等に関する調査結果を発表</b> <span style="float: right;"><b>【ページ 2~3】</b></span>
4/7	IASB	G20の勧告とUS GAAPガイダンスについてコメント
4/16	IASB	2007-2009年次改善を完了
<b>4/24</b>	<b>IASB</b>	<b>IAS第39号見直しに関するタイムテーブルとFASB職員意見書に関するIASBの見解を発表</b> <span style="float: right;"><b>【ページ 1】</b></span>
5/5	IASB	IFRS第2号「株式報酬」の改訂に関する“near final”ドラフトを公表
5/28	IASB	公開草案: 公正価値測定
6/1~6/16	IASB	円卓会議: 連結と金融商品の認識の中止について議論 (トロント 6/1.2、東京 6/8.9、ロンドン 6/15.16)
~6月末予定	IASB	新基準: 中小規模企業のためのIFRS
~6月末予定	IASB	公開草案: 経営者による説明

## IAS 39号「金融商品」 早期の全面改訂へ

2009年4月24日、IASBはG20からの要請に応じ、今後6ヶ月以内にIAS 39号を全面改訂する公開草案を公表すると発表しました。

### 現在までの議論

これまでの議論では、改訂の方向性は以下のようなものとなっています。

すべての金融商品は、以下のどちらかで評価します。

1. 公正価値 (“FVTPL”)(\*1)
2. 別のもう一つの測定方法

上記 2. の「別のもう一つの測定方法」としては、

- (1) 償却原価
- (2) 現在価値測定技法(\*2)

の2つの方法が検討されています。

さらに、金融商品を償却原価で測定する場合には減損モデルを検討する必要がありますが、この減損モデルについては、

- ① 発生損失モデル(現行IAS 39号のモデル)(\*3)
- ② 期待損失モデル(\*4)
- ③ 公正価値モデル(\*5)

の3つのモデルが検討されています。

\*1: “Fair Value Through Profit and Loss”。金融商品を公正価値で評価し、公正価値の期中の増減を損益に計上する方法。

\*2: 評価時点の経済状況を反映した割引キャッシュ・フローで評価するモデル。ただし、流動性リスクや市場の不完全性といった要素は含めずに計算する。

\*3: 損失の見積りを既発生の事象により既に発生している損失(例えば、既に生じている債務者の破綻や失業率の上昇等による既発生損失)に基づき行う方法。

\*4: 損失の見積りを将来の事象(例えば、来期以降に生じるであろう貸倒、失業率の上昇、新法令の施行)の見積りに基づき行う方法。

\*5: 公正価値が帳簿価額を下回った場合に減損を計上する方法。

また、金融商品を会計上どのように分類するかについては、これまでと同様のビジネス上の保有目的での分類や、契約の性質による分類、さらには市場性の有無による分類など、多くのアプローチが議論されています。

IASBでは、契約上のキャッシュ・フローが高度に変動性を有するものである場合にはFVTPLとし、そうでない場合にはビジネス上の保有目的に応じてFVTPLでの評価と第2の測定ベースでの評価とに分類する、という方法に注目しています。

### その他の主な検討課題

- 分類間の振り替えの可否
- 公正価値オプションの範囲拡大の必要性
- 自己の信用リスクと負債の測定
- 財務諸表上の表示
- ヘッジ会計の修正要否
- 新会計基準の適用範囲
- 開示事項
- 適用日と経過措置

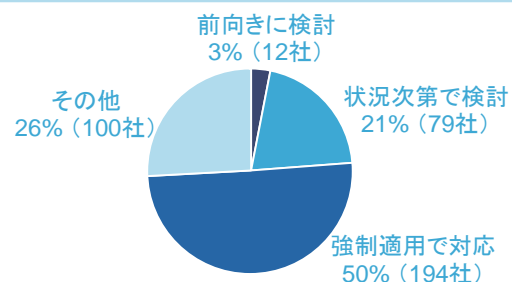
### 考察

現段階での具体的な対応は効率的ではありませんが、非常に影響の大きな事項であり、IASBでの議論を継続的に注視しておく必要があります。

## 日本経団連による IFRS適用に関する アンケート結果

経団連は、金融庁が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を受けて、全会員企業(1,307社)に対しIFRS適用に関するアンケート調査を行いました(回答446社)。結果の一部の要約は以下のとおりです。

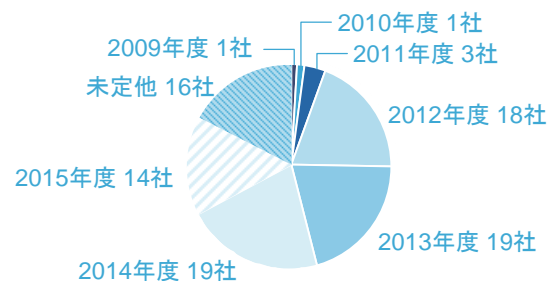
### 1. IFRSの任意適用 (回答:385社)



194社(50%)が強制適用での対応を予定と回答していますが、91社(24%)の企業が前向きに検討する、または状況次第で検討すると回答しています。

### 2. 任意適用の時期

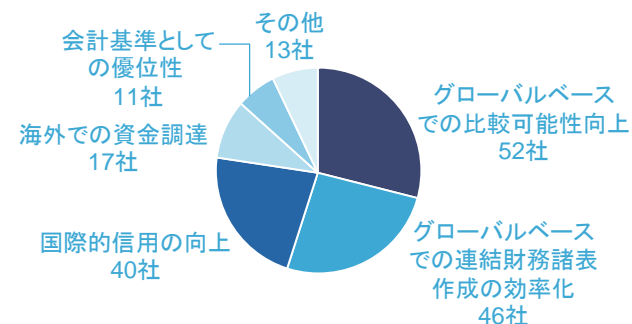
(任意適用を検討する91社が対象)



大半が2012年度(2013年3月期)以降を予定しており、強制適用に関する当局の最終判断を待ってからの適用を予定していると考えられます。

### 3. 任意適用の理由

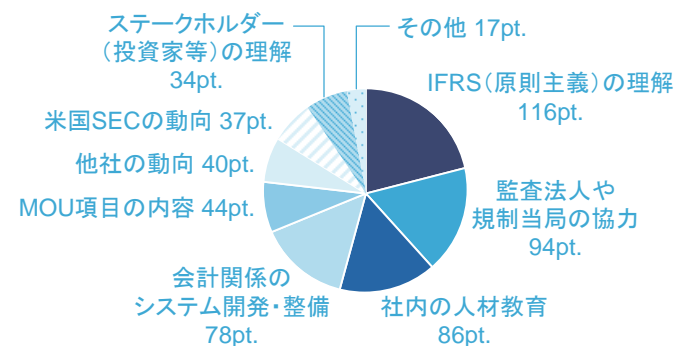
(任意適用を検討する91社を対象とし、複数回答可としている)



その他の理由としては、グループ内の管理の強化やIFRS適用済みの海外企業とのM&A、早期の対応による優良なコンサルティング会社の確保、などがあげられています。

### 4. 任意適用の検討における重要な要因

(任意適用を検討する91社を対象とし、各社重要度の高い順に3つを選択。最も重要な要因を3ポイント、2番目に重要な要因を2ポイント、3番目に重要な要因を1ポイントとして集計)



## 検討開始済み

・・・53%

## 現在事前調査段階

・・・94%

## 外部アドバイザー利用 (未定含む)

・・・95%

### 5. IFRS適用に向けての検討状況

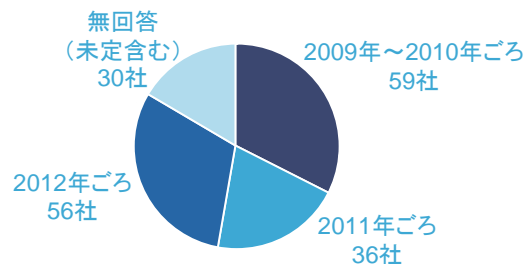
検討を開始している ……205社(53%)  
全く検討していない ……181社(47%)

### 6. IFRS適用に向けての検討段階

(検討を開始している205社が対象)  
事前調査・勉強段階(差異の把握など) ……192社(94%)

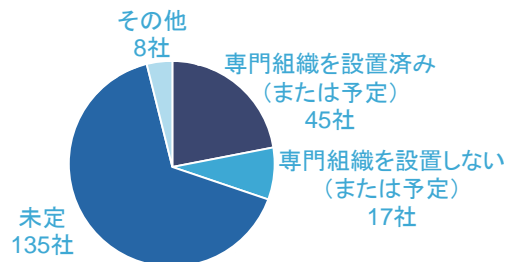
### 7. IFRS適用の検討の開始時期

(全く検討していない181社が対象)



### 8. IFRS専門組織の設置状況

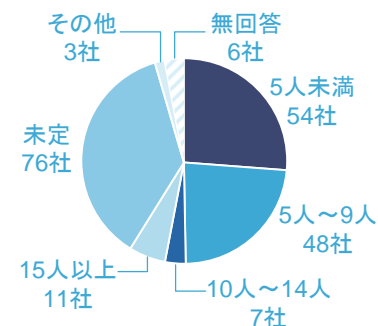
(検討を開始している205社が対象)



専門組織設置済み(または予定)の会社のうち、設置する年度は2009年度19社が最も多い。

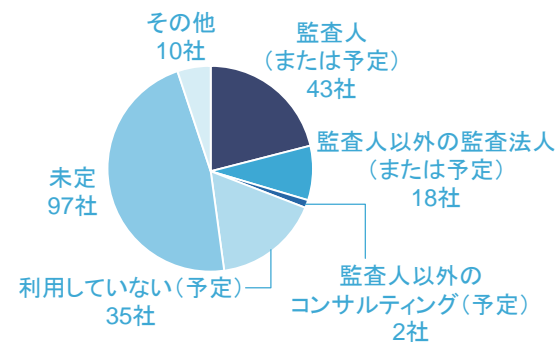
### 9. IFRS適用を検討するためのリソース

(検討を開始している205社が対象)



### 10. 外部コンサルティングの利用状況

(検討を開始している205社が対象)



## リース会計の将来

### － 全てのリース取引を オン・バランス化へ

IASBIはFASBと共同でリース取引の会計処理について討議資料(“DP”)を公表し、これに関するコメントを募集しています。このDPでは、特にリース取引の借手の会計処理に対する大幅な変更が提案されています。

こうした提案の背景として、現行の会計基準では、同様の資産でもファイナンスリースとオペレーティングリースというリース取引の分類ごとに会計処理が全く異なり、それが財務諸表の有用性を阻害しているという批判への対応があげられています。

#### 主な論点

##### 使用権モデルの採用

リース取引の借手は、すべてのリース取引についてリース資産を使用する権利(資産)とリース料を支払う義務(負債)を認識するアプローチが提案されています。

##### オペレーティングリース取引の廃止

使用権モデルの採用により、現在のファイナンスリースと同様、全てのリース取引について資産、負債が認識されます。

##### 少額で短期間のリース取引の取扱い

合算した際の潜在的影響額の大きさを加味する一方、その費用対効果も加味し、こうしたリース取引について例外規定を設けるかどうかの明確な見解は示されていません。

##### 貸手の会計処理

現時点では、借手の会計処理の検討に注力することが明示され、検討事項の概観のみが示されています。

DPはこれらについて複数の代替案を提示しており、多くの関係者からのコメントを求めています。

#### その他コメントを募集している主な事項

- 新しいリース基準の適用範囲
- コンポーネントアプローチの不採用
- リース債務の測定に使用する割引率
- リース債務の公正価値での測定の可否
- リース資産使用権の価値変動の処理方法
- オプション(途中解約もしくは延長)付リース契約のリース期間の決定方法
- リース資産の購入権の処理
- 残価保証の取扱い
- リース債務の開示方法

#### 日本企業への想定される影響

不動産、装置産業、航空機、船舶産業などに特に大きな影響が予測されますが、コピー機などの少額のオフィス機器のリース取引にも適用される可能性があるため、少額品目を大量にリースしている企業の資産・負債の金額にも大きく影響すると考えられます。

全ての少額ないし短期間のリース取引についても使用権資産とリース支払義務を認識することで、認識のためのコストと労力が増大する可能性があります。

最新の見積りに基づいて、決算日ごとにリース債務を再測定する複雑なプロセスの導入が予測されます。

この新しいリース会計の導入によって、資産をリース契約するか購入するかを経営者の意思決定に大きな影響を与える可能性があります。

## 法人所得税に関する 公開草案の公表

### － 米国会計基準との コンバージェンスへ

IASBは、法人所得税の会計処理の部分的な改訂を提案する公開草案を公表しました。

本公開草案は、IFRSと米国会計基準においてそれぞれに別個に定められている例外的な取扱いの存在による両基準間の差異を解消することを目的としています。

#### 主な変更点

- 資産の税務基準額の算定について、これまでは経営者の資産の利用見通しを織り込んだ回収方法に依拠する方法が示されていましたが、期末日に売却した場合に回収可能な金額として認識することが明示されました。
- 従来、明確な基準のなかった税務上の不確実なポジションについて、確率基準平均金額を使用して資産、負債の金額に反映することが提案されています。
- 当初認識時の帳簿価額と異なる税務基準額を有する場合の一時差異について、繰延税金資産／負債を認識しないという従来の例外規定を廃止し、原則として企業固有の税効果を用いて認識することになります。
- 繰延税金資産／負債を、関連する資産または負債の区分に応じて流動および非流動項目に区分するとともに、繰延税金資産の総額及び評価性引当額の金額を財務諸表に注記することになります。
- 子会社やジョイントベンチャー(“JV”)に対する持分に関連する全ての一時差異について、海外の子会社やJVへの投資から発生する一時差異を除いて、繰延税金資産／負債を認識することになります。

- 剰余金の株主への配当の際に生じる法人所得税の還付または追徴に繰延税金資産／負債を認識する際の税率には、未分配利益に対する税率ではなく、実現するとき、または決済する時の税率を予測して適用することになります。
- その他複数の提案がされていますが、当該公開草案では、IFRSと米国会計基準の全ての差異の解消には至っていません。

#### 日本企業への想定される影響

税務上の不確実性なポジションの認識について、経営者の見積りが重要視されるとともに、その算定のための労力が増大する可能性があります。

一定の未分配利益に対する税効果など、海外の子会社やJVに対する永続的な投資から発生する一時差異で、将来の解消がスケジューリングできない項目について税効果を認識しなくなることで、特に海外拠点に多額の未分配の剰余金を有している企業に影響があります。

## IFRSプロジェクト 事例紹介

### - IFRS ベースの グループ会計 マニュアルの作成

#### 今こそIFRS

2009年2月に金融庁が公表した、いわゆる日本版ロードマップ案を受けて、早ければ2015年3月期から国内上場企業に対してIFRSの適用が義務化されることが予想されています。現時点からは5年以上先のことであり、現時点では喫緊の課題ではないという印象を持っている企業も多いようです。

しかし、グローバルにビジネスを展開している会社や、情報システムの入替えプロジェクトとIFRSの適用準備プロジェクトを一体として捉える会社には、全社的な大規模プロジェクトを開始している企業もあります。

一方、そうした状況にない企業であっても、IFRSの適用をチャンスと捉えて取組を始めている企業もあります。こうした取組の一例として、IFRSをベースとした海外子会社用グループ会計マニュアルの作成を行った企業の事例をご紹介します。

ここでは、まずその背景として、日本企業の企業会計基準委員会実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（“PITF18号”）への対応と海外子会社管理の一般的な状況について説明します。

#### PITF18号対応におけるIFRSの取り扱いの問題点

PITF18号は、連結財務諸表作成の際に利用する海外子会社の財務諸表は、原則として日本会計基準に準拠したものであることを求めるとともに、一定の要件のもとでIFRSまたは米国会計基準に準拠した財務諸表も利用可能であるとしています。

このPITF18号の具体的な適用方法は、多くの場合が、これまで米国会計基準を採用してきた海外子会社は従来どおり米国会計基準を採用し、それ以外の海外子会社はIFRSを採用する、というものです。

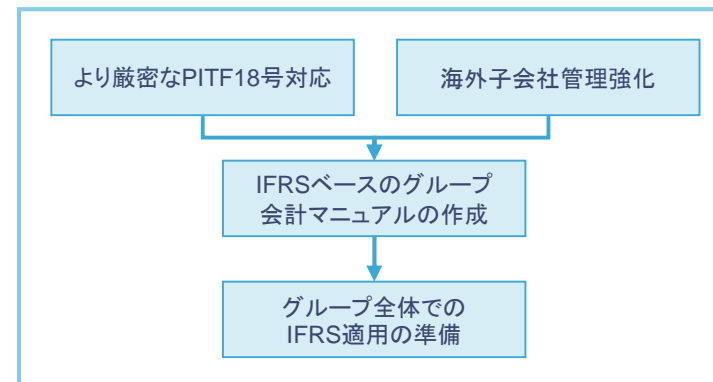
しかし、IFRSを適用している海外子会社各社が独自にIFRSの具体的な適用方法に関する判断を行っており、他のIFRS適用を行っているグループ会社との間で厳密な会計処理の統一が図られていないケースも少なからずあるようです。

したがって、日本企業の海外子会社によるIFRSの適用においては、各海外子会社の判断により、例えば収益の認識基準、固定資産の会計処理、研究開発費の資産計上等の会計処理において、同じ経済事象にもかかわらず、異なった会計処理が行なわれている可能性があるのです。

#### 日本企業の海外子会社管理の現状

欧米のグローバル企業と比較して、日本企業の海外子会社の管理には脆弱な部分があると言われることがあります。その大きな理由のひとつとして、モニタリングが徹底されていない点があげられるでしょう。

モニタリングで重要なことのひとつは、親会社が報告体制や報告様式を明確にして、透明性のある情報を適時に本社が収集する仕組みを作り、親会社がその情報に基づきタイムリーに意思決定を行うことです。



## IFRSプロジェクト 事例紹介

### - IFRS ベースの グループ会計 マニュアルの作成 (続き)

現在の日本企業による海外子会社管理の問題点は、たとえば、親会社への報告が海外子会社の帳簿そのままであったり、親会社への報告が3ヶ月に1回である等、報告体制が十分に整備されていないために子会社の実態を適時かつ十分に把握できない場合がある点です。

もしも、IFRSを適用している海外子会社全社が、グループとして統一的に定めた具体的な方針に従ってIFRSを同様の方法で適用すれば、本社への報告内容の透明性は著しく向上します。

さらに、いまからグループレベルで統一的な方法でIFRSを適用することは、親会社や国内子会社も含めて、将来グループ全体でIFRSを適用することに対して非常に有効な準備となります。

#### グループレベルでの統一的なIFRS適用の準備

では、グループレベルでの統一的なIFRSの適用は、どのように進めるのでしょうか。

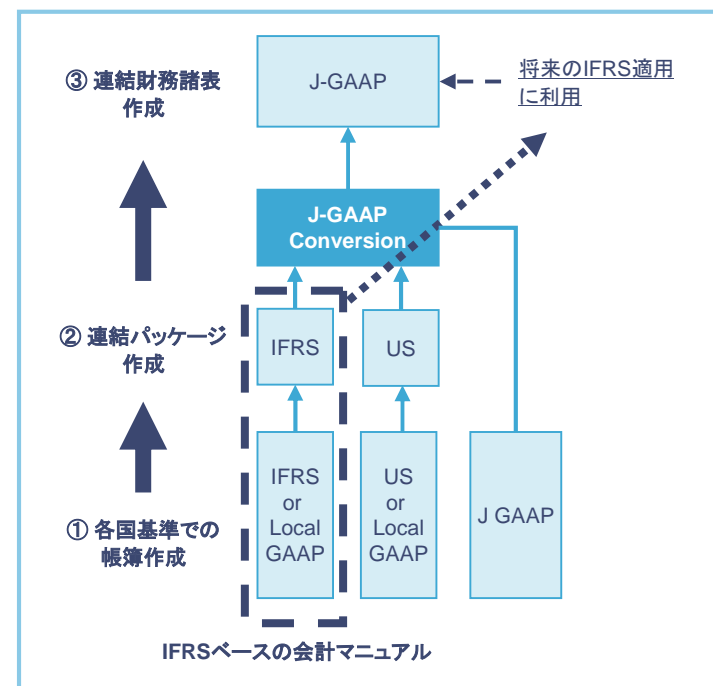
A社では、IFRSベースでのグループ会計マニュアルの作成からアプローチしています。このグループ会計マニュアルは、現時点ではPITF18号対応でIFRSを適用することとした海外子会社のみを対象としています。

まず、IFRSの規定をベースとしたグループ会計マニュアルの骨子を作成し、次に、親会社で把握している各社の状況やグループ各社へのヒアリングを通じて情報を収集しました。

その上で、グループとして最も実態を反映し、かつ、グループ管理上も有用な結果が得られる会計処理をグループの会計方針として具体的に定め、これをグループ会計マニュアルに記載したうえで海外子会社に展開・導入するというプロセスを踏んで作成しました。

グループ会計マニュアルは、記載の範囲・詳細度やグループ内への展開方法(紙の配布やイントラネットでの公開など)、アップデートの方法や子会社からの質問対応、勘定科目体系や連結パッケージとの関係など、他にもクリアすべき多くの論点がありますが、A社ではこのグループ会計マニュアルの導入により、子会社からの報告内容の透明性が大幅に向上するとともに、グループ管理の観点からも大変有用なものとなって運用されています。

A社はグループでのIFRSの適用時期を現時点では決定していませんが、将来IFRSの適用時期を決定した際には、このグループ会計マニュアルがIFRS対応の出発点であり、根幹となることは間違いのないでしょう。



## IFRSの現場から

### J-SOXの二の舞は避けたい？

2009年2月に金融庁からIFRSに関する日本版ロードマップ案が公表されました。この案によると、2010年3月期から任意適用を認め、2012年を目途に強制適用に関する決定をする予定となっています。準備期間に3年はかかると見積もられており、実際の強制適用は2015年3月期又は2016年3月期ではないかと予想されています。

いずれIFRSを適用することになるのであれば、IFRS適用による財務数値への影響額を見極め、財務報告プロセスやシステムへの影響を評価し、IFRS適用のための課題を抽出したいと考える会社は増えています。また、2015年3月期を適用期と考え、2015年3月期までのスケジュールを策定し始めた会社も増えてきています。

一方で、そんなに性急に対応しなくてもいいのではないかという意見もよく聞きます。理由としては、IFRSが2011年6月までに大きく変わるので、その後で対応すればいい、日本における実務が定着するまであまり動かない方がいい、早く動き厳格な対応をして、後で「そんなにやらなくてもよかった」という、J-SOX対応で経験したようなことは避けたい、という意見も聞かれます。

しかし、J-SOX対応とIFRS対応では大きく異なります。IFRSの適用にあたっては、J-SOXのように日本国内で独自に解釈を発行することができず、すでに確立されつつあるグローバルの考え方と整合させる必要があります。したがって、実務はすでに存在しているのでそれらを参考に早めに会社に及ぼす影響の把握及び対応スケジュールの策定をすることをお勧めします。

### IFRS勉強会(ワークショップ)の副産物

最近IFRSの勉強会を実施する企業が増えています。勉強会はIFRSのスキルアップを目的として、研修資料などを用いて実施するケースが多いのですが、PwCが実施する勉強会では「ワークショップ形式」を採用しているケースが多くなっています。

ワークショップ形式とは、IFRSが要求する会計処理を学びつつ、企業の現行の会計処理との比較を同時に行い、会計数値、業務プロセス・システムなどへの影響について参加者全員で議論するというものです。ワークショップ形式を行うことにより、その参加者(経理部員のケースが多い)は常に自分が日頃実施している業務と照らし合わせてIFRSを勉強するため、参加意欲が高くなり、勉強会の効果は抜群に高くなります。

ところで、このワークショップ形式の勉強会を行う主な目的は、IFRSのスキルを向上させ企業への影響に関する検討を行うことですが、勉強会を実施していく中で、下記のようないくつかの副産物が見られるようになってきました。

1. 会社が現在採用している会計処理の棚卸
2. 日本基準の下での要検討事項の再認識
3. 経理部員の日本基準の勉強

本来IFRSを勉強する目的で実施した勉強会でしたが、現在の業務の見直しに繋がるという副産物が生まれています。今後も多くの会社でIFRSの勉強会をワークショップ形式で実施し、IFRS及び日本基準のスキルアップが図られることと思います。

# How PwC can help

## PwCがお手伝い できること

### 1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

### 2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

#### (1) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響をハイレベルで把握します。

#### (2) IFRSコンバージョン支援サービス

貴社のIFRS適用を全面的に支援します。IFRSの適用プロセスを大きくは以下の3つのフェーズに区切り、各フェーズにおいて貴社にとって最も効果的、効率的なIFRSの導入を支援します。

### 3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

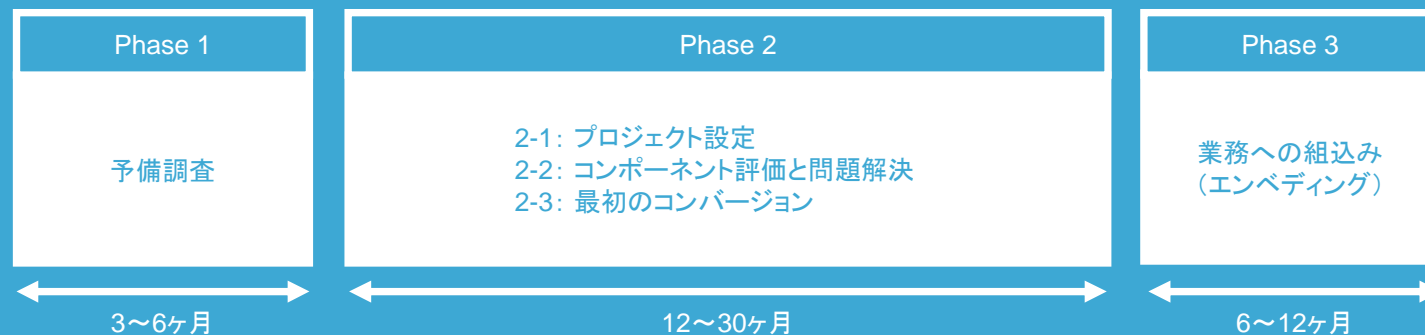
### 4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、SOX対応を図りつつ支援します。

### 5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

#### PwCの3フェーズ・アプローチ



# Contact us

---



あらた監査法人

PwCアドバイザリー株式会社

プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwc-ifrs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-6268-7541

E-mail: [aarata.ifrs@jp.pwc.com](mailto:aarata.ifrs@jp.pwc.com)

責任者: 木内 仁志

担当: 望月 朋子